

# 市民1人当たりの貯金と借金

## 貯金は約21.5万円

前年度から増減なし

基金残高＝総額207億8,988万円

市の貯金である基金の残高は、総額で207億8,988万円（一般会計203億9,940万円、特別会計3億9,048万円）で、前年度と比べて0.3%、6,897万円増加しています。県内の平均と比べて多くの基金を保有していますが、今の世代で使い果たすことなく、将来の世代へ引き継ぐことはもとより、老朽化する公共施設などの更新や、人口減少などに伴う市税などの収入の減少に備えて慎重に活用していく必要があります。

\*全会計の基金残高を市の人口9万6,473人（平成26年3月31日現在）で割った金額

## 借金は約41.8万円

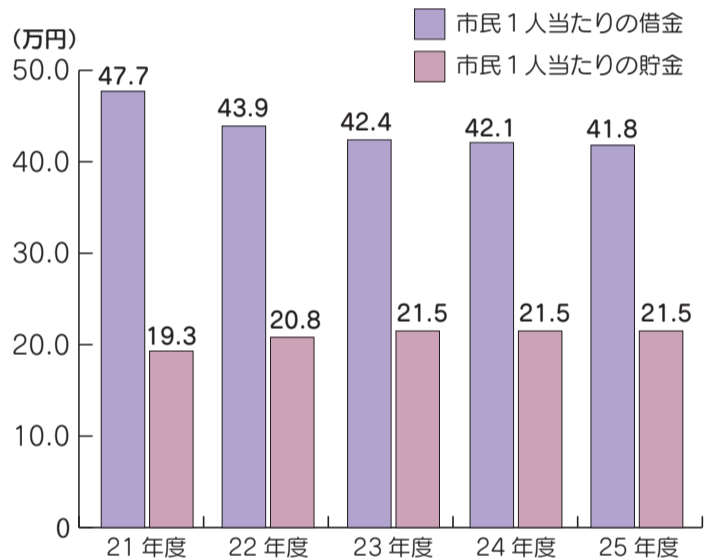
前年度から0.3万円減

市債残高＝総額403億4,942万円

市の借金である市債の残高は、総額で403億4,942万円（一般会計273億6,054万円、特別会計5億5,354万円、企業会計124億3,534万円）となっており、前年度と比べて0.6%、2億2,030万円減少しています。将来の世代へ過度な負担を残さないよう、繰上償還や市債発行額の抑制を実施しながら、今後も継続的に市債残高の縮減に努めていく必要があります。

\*全会計の市債残高を市の人口9万6,473人（平成26年3月31日現在）で割った金額

【図3】市民1人当たりの貯金と借金の推移



① 飲酒運転や無免許運転、故意に負傷したときなど、ケガの原因によっては保険証が使えない場合があります。必ず届出をしてください。

② 相手がいない自損事故では、本人の過失・事故原因によっては保険証が使えない場合があります。必ず届出をしてください。

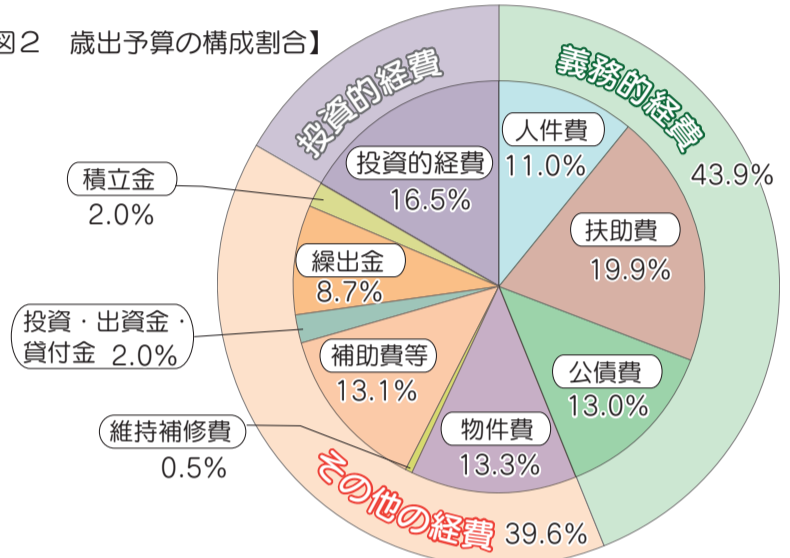
▽調査に協力してください  
医療機関の診療報酬明細書にはケガの原因が記載されています。個人情報との理由で医療機関への問い合わせも難しくなり、傷病名から判断し、傷病原因を調査することがあります。

【表2】歳出予算の前年度比較

性質別歳出項目	25年度決算額	24年度決算額	増減率
義務的経費			
人件費	37億9,770万円	38億48万円	△0.1%
扶助費	68億6,476万円	67億4,228万円	1.8%
公債費	44億8,995万円	44億7,729万円	0.3%
小計	151億5,241万円	150億2,005万円	0.9%
その他の経費			
物件費	45億8,575万円	44億6,303万円	2.7%
維持補修費	1億7,267万円	1億7,394万円	△0.7%
補助費等	45億1,176万円	41億9,798万円	7.5%
投資・出資金・貸付金	6億7,606万円	3億8,431万円	75.9%
繰出金	30億655万円	32億4,959万円	△7.5%
積立金	7億452万円	5億2,780万円	33.5%
小計	136億5,731万円	129億9,665万円	5.1%
投資的経費	56億8,406万円	53億8,051万円	5.6%
合計	344億9,378万円	333億9,721万円	3.3%

\*義務的経費＝支出が義務付けられている固定的経費  
\*投資的経費＝将来に資産として残るものに支出する経費

【図2】歳出予算の構成割合



### 国保を知ろう



## 交通事故に遭ったとき

第三者（加害者）の行為によるケガの治療に保険証を使う場合は、届出を



ある日、横断歩道を渡っているときに信号無視をした自動車に追突され、病院に運び込まれた国民健康保険（国保）に加入のAさん。幸いにも軽傷であったため、治療を終えて、支払いを済ませて帰ろうとしたとき、病院窓口で「保険証が使えるか市役所に確認してください」と言われました。

### なぜ届出が必要なの？

保険証を使って治療を受けると、かかった医療費のうち、窓口での一部負担金以外は医療機関から国保に請求がきます。第三者行為による傷病の治療費は、被害者に過失がない限り加害者が全額負担することが原則です。国保が立て替えた治療費を加害者へ請求するために届出が必要になります。

\*第三者(自分以外の人が原因で治療を受けることになった場合)

▽保険証が使えない場合ってあるの？

① 飲酒運転や無免許運転、故意に負傷したときなど、ケガの原因によっては保険証が使えない場合があります。

② 相手がいない自損事故では、本人の過失・事故原因によっては保険証が使えない場合があります。必ず届出をしてください。

▽調査に協力してください  
医療機関の診療報酬明細書にはケガの原因が記載されています。個人情報との理由で医療機関への問い合わせも難しくなり、傷病名から判断し、傷病原因を調査することがあります。

### 示談したいのですが？

加害者との話し合いにより示談が成立すると、示談の内容が優先されるため、国保が医療機関に支払った医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。

示談をするときは、事前に連絡をもらい、示談書に「国保からの求償分を加害者が別途支払う」旨の内容を明記してください。示談成立後、すぐに示談書の写しを提出してください。

### 国保の健全運営のために

事故など相手方の過失が原因で国保を使った場合、国保が医療機関などに支払った分を、過失の割合に応じて加害者に請求するための届出が「第三者行為による傷病届」です。

届出をしないと、加害者が本来負担すべき医療費を国保会計が負担することになり、財政を圧迫します。国保財政の健全運営のため、みなさまの協力をお願いします。

■問い合わせ先  
国保医療課  
国民健康保険係  
☎(36) 1363

## 医王院 宗像聖地霊園

宗像市認可霊園 宗像大社高宮祭場横

当霊園は宗旨、宗派を一切問いません。承継者がいない方も安心して申し込みます。

●所在地:福岡県宗像市田島2211番地 ●交通:西鉄・宗像大社前バス停徒歩10分 ●経営許可番号:18宗環第86号

お申し込みお問い合わせは  
☎0940-62-1566

自然に囲まれた閑静な聖地で永遠の安らぎを

墓地代(永代使用料)1区画

1.8㎡	2.35㎡	3.3㎡
144,000円	188,000円	264,000円

※表示は管理費抜きの価格です。

### 案内図